

建物名称変更届について（ご案内）

集合住宅等の建物に新しく建物名称をつける場合、名称を変更する場合、名称を廃止する場合は、建物名称変更届の提出が必要です。

1. 届出方法

（1）届出できるかた

建物の所有者、所有者に依頼された管理会社等

（2）届出に必要なもの

- ・建物名称変更届
- ・名称を変更する建物の所有者が確認できる書類の写し（登記簿謄本等）
- ・届出人の本人確認資料（免許証、保険証、社員証等）

2. 受付窓口

市役所本庁舎 1階 市民課（郵送での届け出も可）

郵送先 〒180-8777 武蔵野市緑町2丁目2番28号

武蔵野市役所 市民課 住居表示担当

3. 居住者がいる場合

該当の建物に既にお住まいのかたがいる場合、住民登録上の建物名称（方書）を新しい名称へ変更いただく必要があります。建物名称変更願届を届出されるかたは、居住者へ下記の手続きについて必ずご周知ください。

なお、建物名称変更届の届出以降に新しく当該建物にお住まいになるかたは、新しい建物名で住民登録いたします。

*住民登録(住民票)における建物名称の変更方法

（1）市が住民登録上の建物名称を新しい名称に修正する方法

建物名称変更届の「建物名称変更への居住者からの同意」欄に署名がある居住者の世帯については、市が修正します。

（2）居住者自らが市または市政センターで手続きする方法

上記（1）で署名がない居住者については、後日自らが直接市役所または市政センターにて住民異動届の届出をしてください。

届出できる方：本人または同じ世帯員

※それ以外のかたが届出する場合は、委任状が必要です

必要書類：窓口に来られるかたの期限内で有効な本人確認資料

* 関連手続き

住民登録（住民票）上の建物名称が変更された場合、国民健康保険証や医療証等の住所変更手続きが必要となる場合があります。事前に各機関にお問い合わせのうえ、市役所または市政センターにてお手続きください。

- ・ マイナンバーカードをお持ちのかたは、券面記載事項変更手続
- ・ 住民基本台帳カード(顔写真つき)をお持ちのかたは、券面記載事項変更手続
- ・ 外国籍のかたは、在留カード・特別永住者証明書の住居地変更手続
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当や医療証の住所変更・被保険者証の差替等

※市役所以外でも、勤務先、金融機関、運転免許証、不動産登記、郵便局、電気・ガス・水道会社等の住所変更手続きが必要になる場合があります。これらの手続きは、ご自身で行っていただく必要があります。

4. その他

建物の新築・増改築・建て替えをされた場合は、「建物名称変更届」ではなく「住居表示を必要とする建物等の新築届」をご提出ください。

5. お問い合わせ

武蔵野市市民課・住居表示担当（電話 0422-60-1839）